

提出部数

届出書等及びその添付図書の提出部数は次のとおりです。

	届 出 書 等 の 名 称	部 数
1	条例第8条第1項の規定による『届出対象行為に係る事前の指導等の申出』 「届出対象行為に係る事前指導等の申出書」【規則様式第4号】	2 部
2	法第16条第1項の規定による『行為の届出』 「景観計画区域内における行為の届出書」【規則様式第1号】	
3	法第16条第2項の規定による『変更の届出』 「景観計画区域内における行為の変更届出書」【規則様式第3号】	
4	法第16条第5項の規定による『国の機関又は地方公共団体の行為の通知』 「景観計画区域内における行為の通知書」【規則様式第9号】	1 部